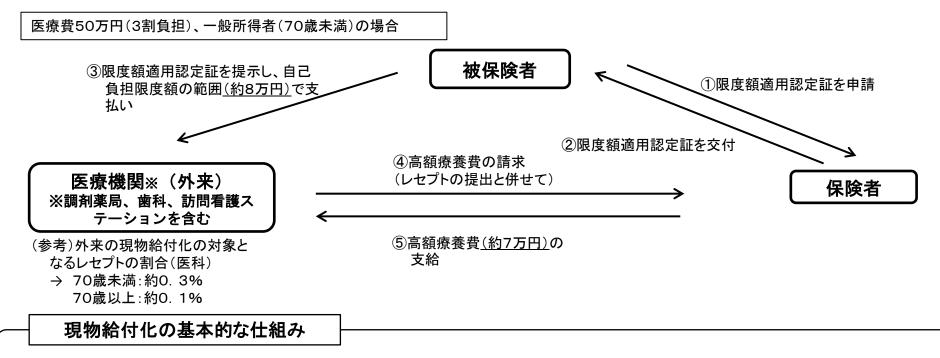
Ⅱ その他の制度改正等

① 外来診療の現物給付化への対応について

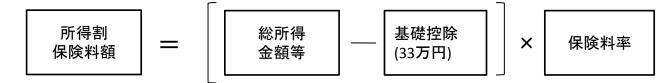
○ <u>高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため</u>、従来の入院診療に加え、<u>外来診療についても、同一医療機関</u>での<u>同一月</u>の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に支給することで、<u>窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い(現物給付化)を導入する(平成24年4月施行予定)。</u>



- ① 被保険者等ら保険者に対して、限度額適用認定証の交付を申請。(入院の場合と同様の取扱い)
- ② 保険者から被保険者に対して、世帯の所得区分に応じた限度額適用認定証を交付。(個人単位)
- ③ 被保険者は医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示。<u>医療機関はその被保険者等の自己負担額を個人</u> 単位で集計し、限度額を超える一部負担金等の徴収は行わない。
- ※ 1%加算分については、自己負担が限度額を超えた後も毎回自己負担が発生する。
- ④ 医療機関はレセプト請求時に併せて高額療養費分を保険者に請求。

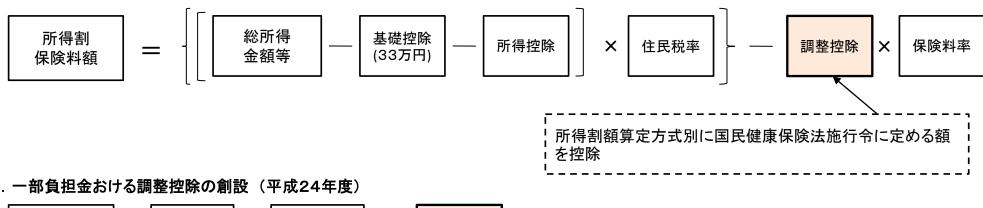
2 扶養控除廃止に伴う調整控除の創設について

- 1. 国民健康保険の所得割保険料について、住民税額を基礎とする方式(住民税方式)を廃止し、所得を基礎とする方式 (旧ただし書方式)に一本化する。(平成25年度)
- 2. 住民税額を基礎とする方式を採用する市町村において、扶養控除の見直しにより所得割保険料が増額しないようにするため、 調整控除(33万円)を創設する。(平成24年度)
- 3. その他所要の措置(一部負担金に係る調整控除の創設等)を講じる。
- 1. 所得を基礎とする方式(旧ただし書方式)への一本化(平成25年度)



2. 国民健康保険料における調整控除の創設 (平成24年度)

住民税額を基礎とする方式(住民税方式)



3. 一部負担金おける調整控除の創設 (平成24年度)



<u>③ 住民基本台帳法改正に伴う外国人に対する国保・後期高齢者医療の適用について</u>

1. 現状

- (1) 住所地の考え方
- 国民健康保険及び後期高齢者医療では、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者」を被保険者としている。
- ・ 住所地の判断については、住民基本台帳が市町村住民の居住関係を公証するものであることを踏まえ、住民基本台帳に記載された住所を当該者の住所であると推定しつつ、必要に応じて居住事実の調査等も行い認定することとしている。

(2) 外国人の住所地

<u>外国人については、</u>住民基本台帳制度の適用を受けないため、外国人登録法に基づく登録を受け、かつ、出入国管理及び 難民認定法に基づく在留資格をもって日本に滞在する外国人であって、

- ① 1年以上の在留期間を決定されたもの
- ② 1年未満の在留期間を決定されたもののうち、<u>客観的な資料等により、1年以上滞在すると認められるもの</u>を被保険者としている。

2. 住民基本台帳法改正の趣旨

(1)趣旨

日本に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、外国人住民への基礎的行政サービスを提供する基盤を確立し、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を進めることが必要

(2) 改正内容等

外国人登録制度を廃止し、<u>適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法の適用対</u> <u>象</u>とする。【平成24年7月9日施行】

3. 国民健康保険及び後期高齢者医療における対応

(1) 見直しの内容

・ 外国人についても、住所を公証する住民基本台帳が適用されることを踏まえ、以下の者を被保険者とする。

- ①住民基本台帳法の適用を受ける外国人(※)
 - (※)中長期在留者(3月を超える在留期間を有する)、特別永住者、仮滞在許可者、一時庇護許可者、経過滞在者
- ②3月以下の在留期間であるため住民基本台帳法の適用を受けないもののうち、客観的な資料等により3月を超えて滞在すると認められるもの
- (2) 施行日 平成24年7月9日(平成24年1月20日省令・告示改正を公布)

④ 東日本大震災に係る平成24年3月以降の医療保険制度の減免措置等の取扱い (国民健康保険・後期高齢者医療制度)

現在の措置

- 〇 住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡・行方不明等した方、原発の事故に伴う政府の避難指示等の対象となっている方等(以下「住宅が全半壊等した方等」という。)について、一部負担金を免除。(平成24年2月末まで予算及び特別調整交付金により財政支援)
- 〇 住宅が全半壊等した方等について、保険料を減免。(平成24年3月納期分まで予算及び特別調整交付金により 財政支援)



- 原発事故に伴う警戒区域等の住民の方は、放射能の影響等により、被災状態が長期にわたり継続すると見込まれる。
- 市町村国保は、主に自営業者や無所得者が被保険者であり、収入等が被災前の状況に回復するに は時間を要することが予想される。
- 保険料は、前年所得に基づき決定されるが、24年夏頃まで保険者が前年所得を把握できない。

平成24年3月以降

- 福島原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、24年度予算及び特別調整交付金により保険者への財政支援を行うことで、一部負担金と保険料の減免措置を1年延長。
- 福島原発事故に伴う警戒区域等以外についても、国保・後期高齢者医療制度の特別調整交付金による保険者へ の財政支援を行うことで、一部負担金と保険料の減免措置を半年程度延長。

<国による財政支援>

	警戒区域等	左記以外の地域
一部負担金	平成25年2月末まで	平成24年9月末まで(※)
保険料(税)	平成25年3月末まで	

(※)特別調整交付金で一定の配慮

(※)入院時食事療養費等の自己負担は、仮設住宅の整備等が進み避難所が閉鎖されてきていることから、平成24年3月 以降の延長は行わない。(全保険者)

⑤ 決算行政監視委員会(事業仕分け)

衆議院決算行政監視委員会小委員会は、「医療費レセプト(請求書)審査事務」について、事業仕分けを実施。

23年11月 9日 小委員会懇談会

23年11月16日 決算行政監視小委員会(評価結果:①廃止 1名 ②実施は自治体・民間で判断 1名 ③来年度の予算の

縮減または組替、見直し 1名 ④組織・制度の改編 11名)

23年12月 8日 決算行政監視委員会(以下に決議)

<今後の対応方針>

決議については、審査事務の一層の効率化を図るとともに、決議の趣旨を踏まえ、保険者である市町村に混乱を来さないようにしつつ、検討。

- 「統合と競争に関する財政影響試算」については、試算に当たっての前提条件(統合による査定率や事務コストなど)を再度精査する。
- 「統合に向けた検討」については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」で検討してきたが、再度整理し、速やかに検討を行う。

衆決委百七十九第六号 平成二十三年十二月八日

行政監視に基づく事業の見直しに関する決議

財政運営の健全化は積年の課題であり、また震災復興に取り組むためにも国の総予算の見直しが求められている。本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、去る十一月十六日及び十七日に同小委員会において、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、有識者の意見を求めつつ集中的に討議をして評価を行ったところ、次の事項について改善を求めるべきとの結論に至った。

政府は、この結論を重く受け止め、来年度以降の予算編成及び執行に十分に反映させるなど速やかに対応するよう求める。また、これらの反映状況につき講じた措置について、本委員会に対 し六筒月以内に報告するよう求める。

なお、今回の討議に際し、政府の資料の作成、資料の提出に十分でないものがあり、改善を求める。今後も各テーマとその関連する施策について、行政監視を行っていく。

(略)

二 医療費レセプト審査事務

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務については、政府の検討会の中間まとめにおいて、競争原理による質の向上とコスト削減が重要との指摘もなされている。しかし、今回の討論を通じて合理的な根拠が示されなかった。競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り、医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来さないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべきである。その際、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すべきである。

また、電子レセプトの更なる活用やレセプト審査に係る民間参入の環境整備について検討するとともに、労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。

(略)

右決議する

⑥ 社会保障・税に関わる番号制度の

検討状況について

社会保障・税番号大綱(概要) ①(基本的な考え方)

H23.6.30政府·与党社会保障改革検討本部決定

1.番号制度導入の趣旨

背景

- ▶ 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- ▶ 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- ▶ 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

課題

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報である ということの確認を行うための基盤がないため、

- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なもの については活用に限界
- ▶ より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな 社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
- ▶ 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正 な運営が難しい(年金記録の管理等)
- 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
- ▶ 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定 が難しい

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会 の実現

効果

- ▶ 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税へ の活用を効率的に実施
- ▶ 真に手を差し伸べるべき人に対しての社会保障の充実 ▶ 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- ▶ IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを 国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会 的基盤を構築
- ▶ ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

2. 番号制度で何ができるのか

(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- ▶「総合合算制度(仮称)」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2)所得把握の精度の向上等の実現

(3)災害時における活用

- > 災害時要援護者リストの作成及び更新
- ▶ 災害時の本人確認

現在

将来

- 医療情報の活用
- > 生活再建への効果的な支援

(4)自己の情報や必要なお知らせ等の情報を 自宅のパソコン等から入手できる

- ▶ 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支 払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等) の確認
- ▶ 制度改正等のお知らせ
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5)事務・手続の簡素化、負担軽減

- ▶ 所得証明書や住民票の添付省略
- ▶ 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6)医療・介護等のサービスの質の向上等

- ▶ 継続的な健診情報・予防接種履歴の確認
- ▶ 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の
- ▶ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータ の蓄積が可能となる
- ▶ 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易と
- 介護保険被保険者が市町村を異動した際、異動元で の認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- ▶ 各種行政手続における診断書添付の省略
- ▶ 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元

3.番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用 可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番す る仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番 号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐 付し、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番 号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的個人 認証サービス等)の仕組み

4 安心できる番号制度の構築

- ▶ 国家管理(一元管理)への懸念
- ▶ 名寄せ·突合により集積·集約された個人情報の漏えい等 の危険性への懸念
- ▶ 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

制度上の保護措置

- 第三者機関の監視
- 法令上の規制等措置(目 的外利用の制限、閲覧・複 写の制限、告知要求の制限、
- 守秘義務等)

• 罰則強化

システム上の安全措置

- •「番号」に係る個人情報の分散 管理
- •「番号」を用いない情報連携
- 個人情報及び通信の暗号化
- アクセス制御

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平 成20年3月6日)を踏まえた制度設計

5.今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期に より変わり得るものであるが、以下を目途とする。

- ➤ H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国 会提出
- 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- ▶ H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ▶ H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番 号の利用開始
- ▶ H30年を目途に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続 き検討

社会保障・税番号大綱(概要)②(法整備)

○番号法の構成(イメージ)

I 基本理念

Ⅱ 個人に付番する「番号」

▶「番号」の付番、変更、失効

Ⅲ「番号」を告知、利用する手続

> 年金分野

国民年金及び厚生年金保険、確定給付年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者資格に係る届出、給付の受給及び保険料に関する手続

▶ 医療分野

- 健康保険(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む)及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続
- ●母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援 法による自立支援給付の申請に関する手続

> 介護保険分野

介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

▶ 福祉分野

- 生活保護の申請や各種届出に関する手続
- 母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続

▶ 労働保険分野

雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業 安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

▶ 税務分野

- 国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定により税務署長等又は地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用
- 国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定に基づき、税務職員等又は地方公共団体の職員等が適正かつ公平な国税又は地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用

▶ その他

- 社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
- 災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻し等に係る利
 田

Ⅳ「番号」に係る個人情報

- ▶ 番号
- ▶ 左記Ⅲに掲げる手続のために保有される個人情報

V 「番号」に係る本人確認等の在り方

- ▶ 本人確認及び「番号」の真正性確保措置
- ▶ 「番号」のみで本人確認を行うことの禁止

Ⅵ「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に

資する各種措置

- ▶ 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止
- ▶ 閲覧、複製及び保管等の制限
- 委託、再委託等に関する規制
- 守秘義務、安全管理措置義務
- ▶ 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認
- ▶ 代理の取扱い
- ▶ 情報保護評価の実施

VII 「番号」を生成する機関

- ▶ 組織形態(地方共同法人)
- ▶ 市町村への「番号」の通知
- ▶ 情報保有機関との関係(情報保有機関は番号生成機関に対し、 基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の提供を求めることができること。)

Ⅷ 情報連携

- 「番号」に係る個人情報の提供等(情報連携基盤を通じて情報の 提供が行われること。)
- ▶ 情報連携の範囲
- ▶ 住基ネットの基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)との同期
- 情報連携基盤の運営機関

Ⅸ 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

設置、機能、運営機関(情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする)

X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード

- ▶ 交付
- ▶ 公的個人認証サービスの改良

X I 第三者機関

- 設置等(内閣総理大臣の下に委員会を置く)
- ▶ 権限、機能(調査、助言、指導等)

頂層 IIX

- 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの
- ➤ 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの
- > 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

XIII 法人等に対する付番

- ▶ 付番、変更、通知
- 検索及び閲覧(法人等基本3情報(商号又は名称、本店 又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号)に係る検索、閲覧サービスの提供)
- ▶ 「法人番号」の適切な利用に資する各種措置
- ▶ 法人等付番機関(国税庁)

○情報の機微性に応じた特段の措置

> 医療分野等における個人情報保護法の特別法を整備 (医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱い に関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、 特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備。)

社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要の要点

平成23年12月16日 社会保障・税に関わる番号制度に 関する実務検討会決定

I. 名称、所管

- ○番号制度は**内閣府**が所管し、その法律の通称は、<u>「マイナ</u> <u>ンバー法</u>」とする。
- ○個人番号の通知等及び番号カードの所管は総務省、法人 番号の通知等は国税庁
- 〇情報連携基盤は内閣府と総務省の共管

Ⅱ.制度の内容

1 総則

- ○国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民 が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること を目的とする。
- ○個人番号は次のことを基本理念として取り扱う。
- ・個人の権利利益が保護されるものであること
- ・社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係が維持されるものであること
- ・行政における申請、届出その他の手続等の合理化が図られること
- ・自己に関する個人情報の簡易な確認の方法が得られる 等国民生活の充実に資するべきものであること

2 個人番号

○市町村長は、個人番号を定め、書面により通知

- 〇市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共 団体情報処理機構(仮称)に要求
- 〇一定の要件に該当した場合のみ、個人番号は変更可能
- ○個人番号の利用範囲をマイナンバー法に明記。地方公共 団体の独自利用や災害時の金融機関での利用も可能
- ○本法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供又 _ は告知を求めることは禁止
- ○本人から個人番号の告知を受ける場合、番号カードの 提示を受ける等の本人確認を行う必要

3 番号個人情報の保護等

(1)番号個人情報の保護

- ○マイナンバー法の規定によるものを除き、番号個人情報 の収集・保管、番号個人情報ファイルの作成を禁止
- ○個人番号取扱者の許諾のない再委託は禁止
- 〇番号情報保護委員会は情報保護評価指針を作成・公表
- 〇行政機関の長等は、情報保護評価を実施し、情報保護評価報告書を作成・公表

(2) 情報連携

- ○番号個人情報の提供は原則禁止。情報連携基盤を使用して行う 場合など、マイナンバー法の規定によるもののみ可能
- ○同一内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号 関係手続において重ねて求めることがないよう、相互に連 携して情報の共有及びその適切な活用に努める
- 〇情報連携基盤の所管大臣は、情報提供者及び情報照会者へ本人の個人番号を特定することができる符号を通知
- ○情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められた場合、当該番号個人情報の提供義務あり
- ○情報提供の記録は情報連携基盤に保存

(3) 個人情報保護法等の特例

- ○情報連携基盤上の情報提供の記録について、マイ・ポータル又はその他の方法により開示
- 〇任意代理人による番号個人情報の開示請求等が可能
- 〇本人同意があっても番号個人情報の第三者への目的外 提供は禁止
- 〇地方公共団体等における必要な措置

4 番号情報保護委員会

- 〇内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる 三条委員会として設置
- 〇所掌事務
- 番号個人情報の取扱いに関する監視又は監督
- 情報保護評価に関すること など
- 〇組織・任期等
- ・委員長及び最大6人の委員をもって組織。任期は5年。
- ・委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣 が任命。
- ・委員は、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成。
- ·委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治活動の禁止等を規定
- ・委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査 の実施権限、委員会規則の制定権あり
- ・委員会は内閣総理大臣に意見を述べることができる
- ・委員会は毎年国会に処理状況を報告、概要を公表

5 法人番号

- ○国税庁長官は法人番号を指定、通知。法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表。ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る。
- 〇行政機関の長等は、番号法人情報の授受の際、法人番号を通知して行う。

6 雑則

○番号カード

- ・市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、番号カードを交付
- ・市町村長その他の市町村の執行機関は、条例で定める ところにより、番号カードを利用可能。

〇事務の区分

・個人番号の通知、変更等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

7 罰則

以下のような行為に対する罰則を設ける。

- ○個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が正当 な理由なく番号個人情報等を含むファイルを提供したと き
- ○個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が業務 に関して知り得た番号個人情報等を正当な理由なく提供 又は盗用したとき
- ○情報連携事務に従事する者等が情報連携事務に関して 知り得た電子計算機処理等の秘密を漏らしたとき
- 〇行政機関の職員等が不当な目的で個人番号が記録され た文書、図画又は電磁的記録を収集したとき
- 〇人を欺き、暴行を加え、脅迫する行為により、又は財物 の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の行 為により個人番号等を取得したとき
- 〇偽りその他不正の手段により、番号カードの交付を受け たとき
- ○番号情報保護委員会の職員等が職務上知り得た秘密を 漏らしたとき
- 〇番号情報保護委員会による検査を拒むなどしたとき
- 〇番号情報保護委員会の命令に違反したとき

8 その他

○マイナンバー法の施行後5年を目途として、本法の施行状況等 を勘案し、本法の規定について検討を加え、その結果に応じて 利用範囲の拡大を含めた所要の見直しを行う

Ⅲ. 制度の施行期日

- ○準備行為等に係る規定・・・公布日
- ○番号情報保護委員会に係る規定・・・平成25年1月~6月
- ○個人番号、法人番号、番号カードに係る規定
 - ・・・公布日から3年を超えない範囲
- 〇情報連携に係る規定・・・公布日から4年を超えない範囲

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ 平成23年12月16日 社会保障・税に関わる番号制度に 関する実務検討会決定 ▼その他各府省の関連法令の改正が必要。 ☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出 関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出 •住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 · 商業登記法 2. 利用範囲:「税十社会保险 •内閣府設置法 •総務省設置法 の授受は法律に規定したものに限り可能。 ・財務省設置法 などが想定される。 3. 情報連携:番号 4. 個人情報保護: 2011年 (H23) 2015年 2016年 2013年 2014年 2012'T (H26) (H27) (H28) H23.12 (H24) (H25) 政府 番号カードの交付 1党过会保障改革本部 イナンバー 法案 番号 政省令 成立 通知 順次、マイナンバーの利用開始 法整備法案出 【27年1月から利用する手続のイメージ】 与野党協議 法案提出 〇社会保障分野 ・年金に関する相談・照会 地方公共団 〇税分野 特別法案提出 体等と調整 ・申告書・法定調書等への記載 〇防災分野 ・要援護者リストへのマイナンバー記載 ※ただし、事前に条例の手当てが必要 制度構築 法案 政省令 医療等の分野の機微性の高い個人情報について特段の措置等を検討 成立 委員国会同意 委員国会同意 委員国会同意 情報連携基盤の運用開始 マイ・ポータルの運用開始 委員会規則 28年1月より、国の 情報保護評価ガイドライン作成(情報保護評価SWG) 機関間の連携から 情報保護評価の実施・承認等 情報連携基盤等の監査 開始し、28年7月を 目途に地方公共団 体との連携について システム要件定義 実証事業 も開始。 工程管理支援業務 システム構築 基本設計 詳細設計 プログラム設計、単体テスト 総合運用テスト センター・バックアップセンター構築 47都道府県リレーシンポジウム 国民対話 番号制度の国民広報